

各 位

株式会社 りそな銀行  
りそな決済サービス株式会社

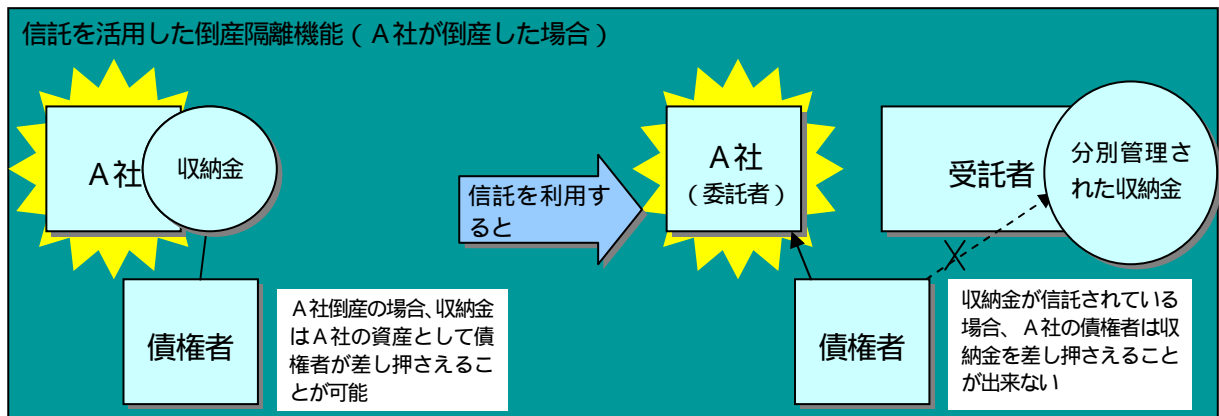
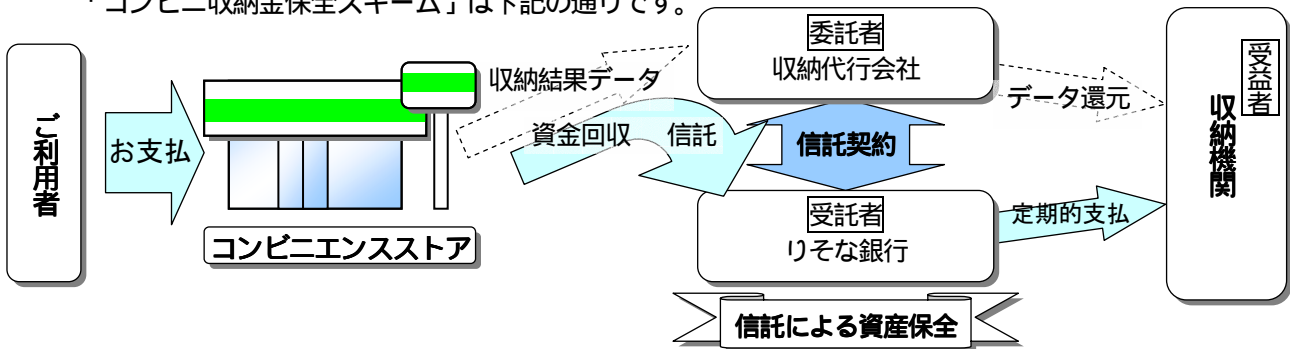
### 金銭信託を利用した「コンビニ収納金保全スキーム」の取扱開始について

～大阪府が全国の自治体として初めてコンビニ収納金の保全に収納金管理信託を活用～

りそなグループの りそな銀行(社長 野村 正朗)及びりそな決済サービス株式会社(社長 大貫 利喜)は、平成 17 年 7 月 22 日(金)より、全国で初めて、コンビニ収納サービスの収納金を金銭信託により分別管理し保全する「コンビニ収納金保全スキーム」の取扱を開始いたします。

コンビニ収納サービスでは、コンビニ各社で収納された収納金を収納代行会社にとりまとめ、収納機関に一括して引渡しを行います。収納金が収納代行会社の銀行口座に滞留している間、万が一、収納代行会社が倒産すると収納金の回収が不能となるリスクがあります。金銭信託を利用して、収納金を収納代行会社の資産と分別管理し保全する本スキームにより、収納金回収不能のリスクを回避することが可能となります。

「コンビニ収納金保全スキーム」は下記の通りです。



平成 17 年 7 月 22 日(金)より、全国の自治体として初めて、大阪府が、金銭信託を利用したこの「コンビニ収納金保全スキーム」を、コンビニでの自動車税の納税に利用いたします。今後、このスキームを、コンビニでの各種税金の収納を導入される自治体へご提案させていただくほか、顧客からの預り金・証拠金などがある企業に対して、分別管理スキームをご提供させていただくなど、様々な分野での活用をご提案してまいります。

りそな銀行では、本体で信託業務を併営しており、信託機能のご提供を通じ、高度化・多様化するお客様の様々なニーズにお応えしてまいります。

以上

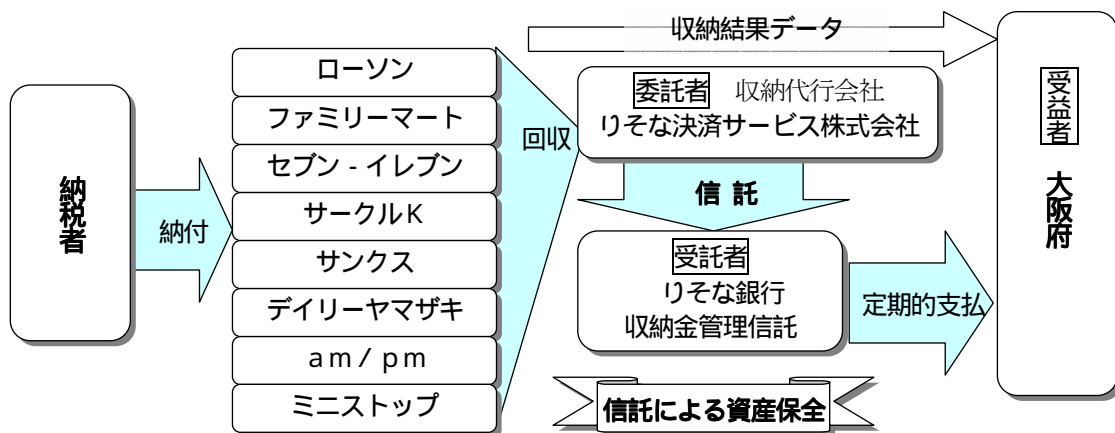
大阪府が利用する収納金管理信託（合同運用指定金銭信託）は下記の通りです。

## 1. 信託の概要

- ・ 収納金管理信託とは、地方公共団体の税徴収金「収納金」のコンビニ収納事務に関し、委託者（収納代行会社）が代理受領する収納金を委託者の資産と分別し保全することを目的とする信託です

信託の種類 : 収納金管理信託（合同運用指定金銭信託）  
委託者 : りそな決済サービス株式会社（収納代行会社）  
受益者 : 大阪府  
受託者 : りそな銀行  
元本補てん : 元本補てん契約付  
取扱開始日 : 平成17年7月22日（金）の自動車税督促状発送分より

## 2. スキーム図



納税者がコンビニ窓口で大阪府自動車税を納付し、コンビニ各社内でとりまとめ  
コンビニ各社の回収した大阪府自動車税を収納代行会社がとりまとめ、りそな銀行に信託  
りそな銀行では収納金管理信託として収納代行会社の**資産と分別して管理**  
万が一、収納代行会社が倒産した場合も、信託により大阪府の自動車税は保全される